

# 産業用ロボットの教示・検査等の業務特別教育 案内書

法令根拠  
講習内容

- ・ 労働安全衛生法第 59 条の規定により、産業用ロボットに係る業務は、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
- ・ 当協会では年間計画に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

**【教示等の作業に関する特別教育】労働安全衛生規則第 36 条第 31 号**

◆教示等作業者、教示等作業者と連絡をとりながら可動範囲外で操作スイッチを操作する者及び教示作業後に行う動作確認を行う者(可動範囲内確認者及び外での操作者)の業務

**【検査等の作業に関する特別教育】労働安全衛生規則第36条第32号**

◆産業用ロボットの検査等は運転を停止して行うのが原則ですが、運転中にその可動範囲内において検査等の作業を行う必要がある場合は、検査等の作業者、検査等の作業者と連絡をとりながら可動範囲外で操作スイッチを操作する者及び検査等作業後に行う結果確認を行う者(可動範囲内確認者及び外での操作者)の業務

◆産業用ロボットの掃除および給油の業務については、産業用ロボットに限らず、機械一般に共通することであり、これらの業務は、その内容からみて、雇い入れ時または作業内容変更時に義務づけられた安全衛生教育(規則第35条)で安全を確保するための教育上の要件は十分周知されていると考えられるので、掃除と給油の作業について、特別教育は必要としないとしています。



申込方法

受付開始: 原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)  
 申込締切: 開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日)なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります。  
 手続方法: 窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。

当協会では学科講習のみを実施していますので、下表の実技証明が必要です。

受講資格

教示等の業務について、産業用ロボットの操作の方法1時間以上及び教示等の作業の方法2時間以上実技教育を実施している事及び検査等の業務について、産業用ロボットの操作の方法1時間以上及び検査等の作業の方法3時間以上実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

講習科目  
講習時間

科 目	時 間	科 目	時 間
産業用ロボットに関する知識	4時間	産業用ロボットの検査等の作業に関する基礎知識	4時間
産業用ロボットの教示等の作業に関する基礎知識	4時間	関係法令	1時間
合計 13時間 … この時間には休憩時間を含んでおりません。 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間配分となっています。			

受講料

区 分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一 般	19,800円	1,980円	21,780円
会 員	13,200円		15,180円

※キャンセルの場合の取扱いは、協会ホームページをご確認ください。

修了証

- ・ 全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- ・ 事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間の保存義務があります。)